

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

条 例 ・ 規 則 名 : 金属くず類回収業に関する条例
根 拠 条 項 : 第23条第1項
処 分 の 概 要 : 許可の取消し、営業の停止命令
原権者（委任先） : 山口県公安委員会
条例・規則の定め： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 金属くず類回収業に関する条例第3条（営業の許可）</li><li>・ 金属くず類回収業に関する条例第4条第1項（許可の基準等）</li></ul>
処 分 基 準： <p>別紙1「金属くず類回収業に関する条例第23条第1項（第3号を除く。）の規定に基づく行政処分の量定等の基準」及び別紙2「金属くず類回収業に関する条例第23条第1項第3号の規定に基づく行政処分の量定等の基準」のとおり</p>
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考 :

## 別紙 1

金属くず類回収業に関する条例第23条第1項（第3号を除く。）の規定に基づく行政処分の量定等の基準

処分事由	金属くず類回収業に関する条例の関係条項	行政処分を行うべき処分事由の具体的内容	行政処分の別	営業の停止命令の量定	基準期間
1 強盗、窃盗又は盗品等に関する罪により罰金以上の刑	第23条第1項第1号	業者が強盗、窃盗又は盗品等に関する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたとき。	許可の取消し	—	—
2 金属くず類回収業に関する条例第4条第1項第4号から第6号該当	第23条第1項第2号	業者が金属くず類回収業に関する条例第4条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。	許可の取消し	—	—

## 別紙 2

金属くず類回収業に関する条例第23条第1項第3号の規定に基づく行政処分の量定等の基準

法令違反行為	金属くず類回収業に関する条例の関係条項	行政処分を行うべき法令違反行為の具体的内容	行政処分の別	営業の停止命令の量定	基準期間
1 無許可回収業違反	第3条、第26条第1号	業者が許可を受けていない営業所において回収業を営んだとき。	許可の取消し	—	—
2 許可証書換え交付申請義務違反	第6条、第28条第1号	業者が不当に許可証の書換え交付申請をしなかったとき。	営業の停止命令	3日以上10日以下	5日
3 許可証再交付申請義務違反	第7条第1項、第28条第1号	業者が不当に許可証の再交付申請をしなかったとき。	営業の停止命令	3日以上10日以下	5日
4 許可証返納義務違反	第8条第1項第2号、第28条第1号	業者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復したにもかかわらず、当該回復した許可証を不当に返納しなかったとき。	営業の停止命令	3日以上10日以下	5日
5 名義貸し禁止違反	第9条、第	業者が自己の名義をもつ	許可の	—	—

反	26条第2号	て他人に回収業を営ませたとき。	取消し		
6 標識の掲示義務違反	第10条、第28条第1号	業者が指導警告があつたにもかかわらず、営業所に標識を掲示していないとき。	営業の停止命令	3日以上10日以下	5日
7 相手方の確認義務違反	第11条第1項、第27条第1号	○ 業者が相手方の確認をしなかったとき。 ○ 業者の指導監督が全く行われていないことに起因して、その代理人、使用人その他の従業者（以下この表において「代理人等」という。）が相手方の確認をしなかったとき。	営業の停止命令	違反の回数が30回未満のとき 3日以上10日以下	5日
				違反の回数が30回以上60回未満のとき 5日以上20日以下	10日
				違反の回数が60回以上のとき 10日以上40日以下	20日
8 不正品申告義務違反	第11条第2項、第27条第1号	○ 業者が不正品に関する申告をしなかったとき。 ○ 業者の指導監督が全く行われていないことに起因して、その代理人等が不正品に関する申告をしなかったとき。	営業の停止命令	違反の回数が5回未満のとき 3日以上10日以下	5日
				違反の回数が5回以上20回未満のとき 5日以上20日以下	10日
				違反の回数が20回以上のとき 10日	20日

				以上40日以下	
9 帳簿等記載等義務違反	第12条第1項、第27条第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業者が帳簿等に記載等をせず、又は虚偽の記載等をしたとき。</li> <li>○ 業者の指導監督が全く行われていないことに起因して、その代理人等が帳簿等に記載等をせず、又は虚偽の記載等をしたとき。</li> </ul>	営業の停止命令	違反の回数が30回未満のとき 3日以上10日以下	5日
				違反の回数が30回以上60回未満のとき 5日以上20日以下	10日
				違反の回数が60回以上のとき 10日以上40日以下	20日
10 帳簿等備付け等義務違反	第12条第2項、第27条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業者が不当に帳簿等の備付け等をしていないとき。</li> <li>○ 業者の指導監督が全く行われていないことに起因して、その代理人等が帳簿等の備付け等をしていないとき。</li> </ul>	営業の停止命令	5日以上20日以下	10日
11 帳簿等き損等届出義務違反	第12条第3項、第28条第1号	業者が不当に帳簿等のき損等の届出をしなかったとき。	営業の停止命令	3日以上10日以下	5日
12 品触書保存等義務違反	第13条第2項、第28条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業者が品触書の保存等をしなかったとき。</li> <li>○ 業者の指導監督が全く行われていないことに起因して、その代理人等が品触書の保存等をしなかったとき。</li> </ul>	営業の停止命令	3日以上10日以下	5日
13 品触れ相当品届出義務違反	第13条第3項、第27条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業者が品触れ相当品の届出をしなかったとき。</li> <li>○ 業者の指導監督が全く</li> </ul>	営業の停止命令	5日以上20日以下	10日

		行われていないことに起因して、その代理人等が品触れ相当品の届出をしなかったとき。			
14 差止め金属くず類保管義務違反	第14条、第27条第2号	○ 業者が差止めを命じられた金属くず類を保管しなかったとき。 ○ 業者の指導監督が全く行われていないことに起因して、その代理人等が差止めを命じられた金属くず類を保管しなかったとき。	営業の停止命令	5日以上20日以下	10日
15 立入り拒否等違反	第15条第1項、第28条第2号	業者又はその代理人等が警察職員の立入り又は調査を不当に拒み、妨げ、忌避したとき。	営業の停止命令	3日以上10日以下	5日
16 休業届出義務違反	第16条、第28条第1号	業者が不当に休業の届出をしなかったとき。	営業の停止命令	3日以上10日以下	5日
17 許可証携帯等義務違反	第22条第1号、第28条第3号	○ 業者が許可証を携帯しないで行商をしたとき。 ○ 業者の指導監督が全く行われていないことに起因して、その代理人等が従業者証を携帯しないで行商をしたとき。	営業の停止命令	3日以上10日以下	5日
18 許可証貸与等禁止違反	第22条第2号、第27条第4号	○ 業者が許可証を他人に貸与したとき（やむを得ない事由がある場合を除く）。 ○ 業者の代理人等が従業者証を他人に貸与したとき（やむを得ない事由がある場合を除く）。	営業の停止命令	5日以上20日以下	10日
19 未成年者との取引制限違反	第22条第3号、第27条第4号	○ 業者が取引を制限されている未成年者を相手方として取引をしたとき。 ○ 業者の指導監督が全く行われていないことに起因して、その代理人等が取引を制限されている未成年者を相手方として取	営業の停止命令	5日以上20日以下	10日

		引をしたとき。			
20 粗野な言動等禁止違反	第22条第4号、第27条第4号	○ 業者が取引を拒んだ者等に対して著しく粗野な言動等をしたとき。 ○ 業者の指導監督が全く行われていないことに起因して、その代理人等が取引を拒んだ者等に対して著しく粗野な言動等をしたとき。	営業の停止命令	5日以上20日以下	10日

備考

1 許可の取消しを行う場合

許可の取消しは、行政処分の別が許可の取消しとされている法令違反行為がある場合及び5の(2)に規定する場合のほか、3から5の(1)までに規定するところにより、営業の停止命令の量定の長期が3月に達した場合で、6のイに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又は違反の程度から鑑みて再び法令違反行為を繰り返すおそれが強くあるなど、営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

2 営業の停止命令を行う場合

営業の停止命令は、行政処分の別が営業の停止命令とされている法令違反行為がある場合に行うものとし、この場合における基本的な量定は、法令違反行為ごとに定める営業の停止命令の量定（以下この備考において「基本量定」という。）によるものとする。

3 法令違反行為の併合

複数の法令違反行為について同時に営業の停止命令を行う場合は、基本量定の長期が最も長いものに1.5を乗じた期間を長期とし、基本量定の短期が最も長いものを短期とする。ただし、長期にあつては、基本量定の長期を合計した期間を超えないものとする。

4 法令違反行為の観念的競合

複数の法令違反行為に当たる1つの行為について営業の停止命令を行う場合は、基本量定の長期及び短期が最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

5 常習違反加重

(1) 最近3年間に営業の停止命令を受けた業者に対し営業の停止命令を行う場合は、基本量定（3又は4に規定する場合においては、その量定）の長期及び短期に最近3年間に営業の停止命令を受けた回数2倍の数を乗じたものをそれぞれ長期及び短期とする。

(2) 最近1年間に30日以上営業の停止命令を受けた業者又はその代理人等が、当該営業の停止命令の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反した場合は、許可の取消しを行うものとする。

6 営業の停止命令の期間の決定

営業の停止命令により営業の停止を命ずる期間は、法令違反行為ごとに定める基準期間（3に規定する場合は長期とされる量定に係る基準期間に1.5を乗じた期間を、4に規定する場合は長期とされる量定に係る期間を、5の(1)に規定する場合はその量定に係る基準期間に2を乗じた期間を基準期間とする。）によるものとする。ただし、次に掲げる事由があるときは、情状により、営業の停止を命ずる期間を2から5の(1)までに規定する量定の範囲内において加重し、又は軽減することができるものとする。

イ 処分を加重すべき事由

(イ) 最近3年間に同一の法令の規定に違反して営業の停止命令を受けたこと。

(ロ) 法令違反行為の態様が著しく悪質であること。

- (ハ) 代理人等の大多数が法令違反行為に加担していること。
- (ニ) 改しゅんの情がみられないなど法令違反状態の是正、改善等に向けての努力が期待できないこと。
- (ホ) 取引の相手方その他の者から多数の苦情が寄せられていること。
- (ヘ) 結果が重大であり、社会的影響が著しく大きいこと。

ロ 処分を軽減すべき事由

- (イ) 他人に強いられて行った法令違反行為であること。
- (ロ) 業者の帰責性が著しく軽微であること。
- (ハ) 最近3年間に法令違反行為がないこと。
- (ニ) 改しゅんの情が著しいこと。
- (ホ) 具体的な営業の改善措置を法令違反行為後に自主的に行っていること。

7 行政指導をもって足りる場合

法令違反行為が軽微であるため行政処分を行う必要がないと認められる場合は、是正措置を講じるべきことについて行政指導を行えば足りるものとする。